

アーケードの設置については、昭和 30 年 2 月 1 日付、国家消防本部長、建設事務次官、警察庁次長の連名通達「アーケードの取扱について」及び昭和 38 年 7 月 6 日付、香川県総務部長、香川県土木部長、香川県警察本部長の連名通知「香川県アーケード設置指導基準」によるほか、次の技術細目により運用するものとする。

技術細目

1 道路の一侧又は両側に設けるアーケード

道路の一侧又は両側に設けるアーケードは、別添アーケード基準図及び次の各号によること。

(1) 屋根面の材料は、次に適合すること。

ア 路側境界線からの水平距離が 1.5 メートル以内の部分は、アルミニウム等の火災の際、溶けやすい不燃材料を使用すること。但し、屋根等の形状等で炎の伝送のおそれのない場合はその一部を緩和することができる。(い)

イ 前記ア以外の部分は、強化ポリエステル板等の難燃材料等を使用することができる。

(2) 屋根上に設ける消火足場は、次に適合すること。

ア 梁間方向に設ける消火足場は、おおむね 8 メートルごとにアーケードの全長にわたり設けるとともに、その部分の幅は 0.6 メートル以上とすること。

イ 梁間方向の消火足場を連絡するための桁行方向の消火足場を、側面建築物寄りに設けるとともに、その部分の幅は 0.9 メートル以上とすること。

ウ 消火足場の床面は、エキスパンドメタル等を張るなど、すべり止めの措置を講ずるとともに、桁行方向の消火足場の床面は、おおむね水平とすること。

エ 消火足場に段差が生じる場合は、けあげ寸法が 25 センチメートル以下、踏面寸法が 22 センチメートル以上の階段を設け、段差が 1 メートル以上となる場合はその高さが 0.8 メートル以上の手すりを設けること。

オ 消火足場は防錆の措置を講ずるとともに、赤色またはこれと同系色の着色等の表示をすること。

カ アーケードを設ける道路から梁間方向の消火足場の位置が容易にわかるように表示をすること。

キ 消火足場およびその周囲には、消火活動上支障となる看板、電源、冷暖房機器等を設置または放置しないこと。

2 道路の全面または大部分をおおうアーケード

道路の全面をおおい、または道路中心線から 2 メートル以内に突き出して設けるアーケードは、前項第(2)号オおよびキによるほか、次の各号によること。

(1) アーケードの屋根面は、次により開放できる構造とすること。ただし、周囲の状況等により消防活

動上支障がないと認められる場合は越屋根式のものとする事ができる。

ア アーケードの屋根の部分には、長さが10メートル以上、幅は、アーケードを設ける道路の幅員のおおむね50パーセント以上の開口部を、おおむね10メートル間隔に設けることを原則とする。但し、消防上支障がないときは、その一部を緩和することができる。(い)

イ 前記アの開口部は、道路上で開放できるものであり、かつ開放した場合に側面建築物等への消防活動が有効に行えるものであること。

(2) 屋根面の材料は、次に適合すること。

ア 路側境界線からの水平距離が1.5メートル以内の部分は、アルミニウム等の火災の際、溶けやすい不燃材料を使用すること。但し、屋根の形状等で炎の伝送のおそれのない場合はその一部を緩和することができる。(い)

イ 前記ア以外の部分は、強化ポリエステル板等の難燃材料等を使用することができる。

(3) アーケードを設置しようとする道路の延長50メートル以下ごとに屋根面上に登はんできる消防活動用の登はんはしご、およびこれに近接して連結送水管を設けること。ただし、街区の状況等により消防上支障がないときは、その一部を緩和することができる。

(4) 前号の登はん用はしごは、次に適合すること。

ア 登はん用はしごは、消防活動に耐える構造とすること。

イ 登はん用はしごは、消火足場に直通していること。ただし、踊場等があり、かつ、消防活動上支障がない構造である場合はこの限りでない。

ウ 登はん用はしごの縦棒の間隔は、内法寸法で35センチメートル以上、50センチメートル以下であること。

エ 登はん用はしごの横棧は、縦棒に同一間隔に取り付けられたもので、当該間隔は30センチメートル以上、35センチメートル以下であること。

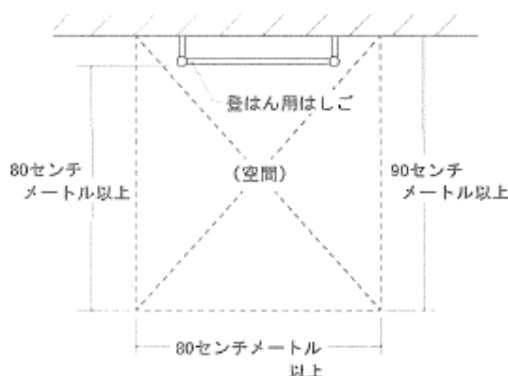
オ 登はん用はしごの横棧は、直径20ミリメートル以上、30ミリメートル以下の円形の断面を有するものまたはこれと同等の円形状に近い断面形状のものとする事。

カ 登はん用はしごの横棧の踏面は、すべり止めの措置を講じたものであること。

キ 登はん用はしごの縦棒の上端は、屋根面上に設ける消火足場の床面から情報に0.8メートル以上突き出ていること。

ク 登はん用はしごは、堅固に固定されていること。ただし、地盤面上4.5メートル以下の部分にあつては、折納式等とすることができる。

ケ 登はん用はしごの周囲tには、次に図示するとおり登はんするための有効な空間が、原則として公有地内で確保されていること。

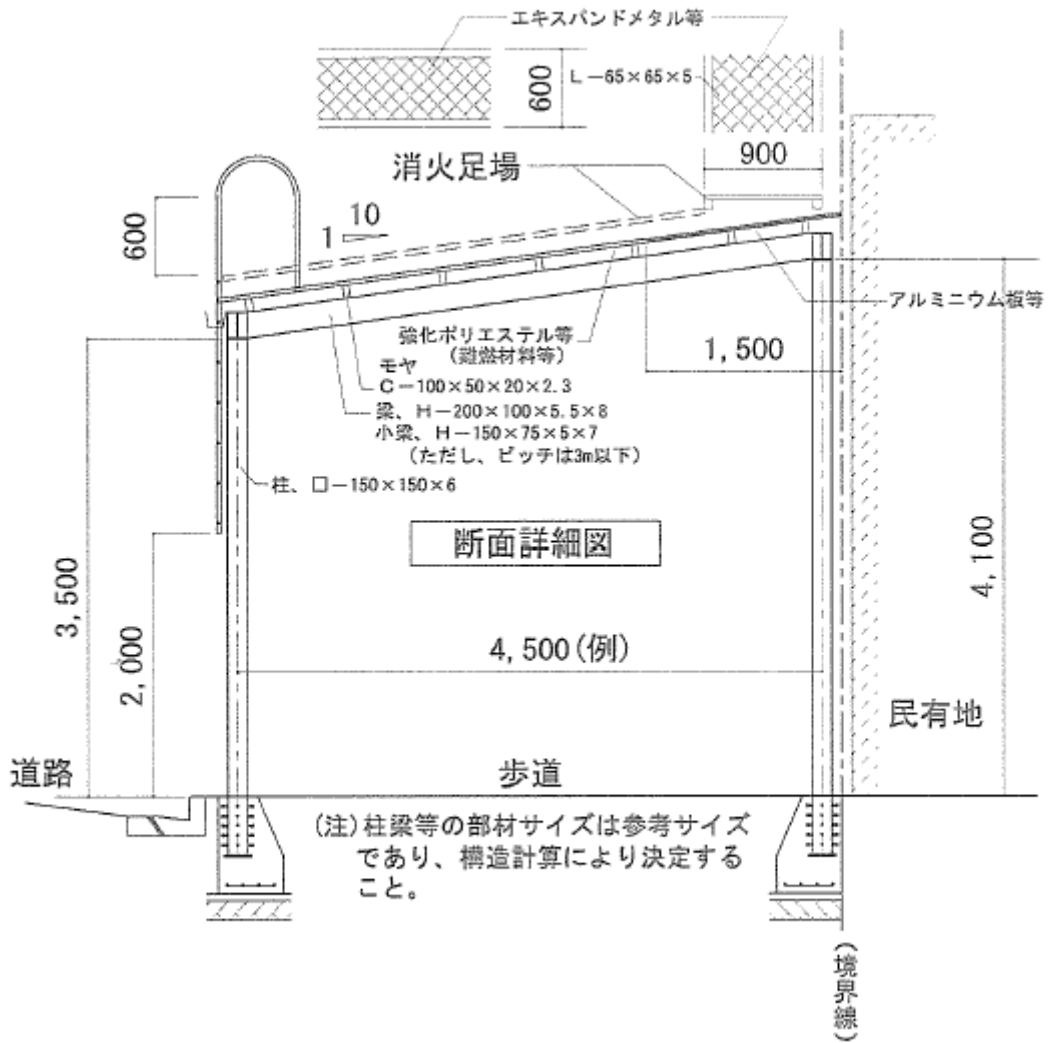


- コ 登はん用はしごは、防錆の措置を講ずるとともに、赤色または、これと同系色で着色等の表示をすること。ただし、折納式等の部分は表示をしないことができる。
- (5) 屋根上に設ける消火足場は、次に適合すること。
- ア 道路の延長方向に設ける消火足場は、アーケードの両側に設けるとともに、路側境界線から道路中心線寄りに0.6メートル以上後退した消防活動上および避難上有効な位置に設けること。
- イ 前記アの消火足場を連絡する梁間方向の消火足場を、おおむね10メートルごとにアーケード全長にわたり設けること。
- ウ 前記アおよびイの消火足場の幅は0.8メートル以上とすること。
- エ 消火足場に段差を生じる場合は、けあげ寸法が25センチメートル以下、踏面寸法が22センチメートル以上の階段を設けること。
- オ 消火足場の床面は、おおむね水平とし、かつ、エキスパンドメタル等を張るなど、すべり止めの措置を講ずること。
- カ 消火足場の周囲には、高さが0.8メートル以上の手すりを設けるとともに、手すりには有効な振れ止めを設けること。
- キ 登はん用はしごと接合部分の消火足場の末端には、転落防止のための措置を講ずること。
- (6) 第(3)号の連結送水管は、次に適合すること。
- ア 消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「施行令」という。)第29条の規定によること。ただし、消防活動上支障がないときは、施行令第32条を適用し主管の内径は75ミリメートル以上とし、送水口は単口型とすることができる。
- イ 前記アの規定によるほか、次の例により設けること。
- (ア) 送水口は金属製のふた付きのものとし、直近には排水弁を設けること。
- (イ) 連結送水管には、地上4.5メートル付近の見やすい箇所に連結送水管である旨の標識を設けること。また当該標識は長辺40センチメートル以上、短辺20センチメートル以上のものとし、板地を赤色、文字を白色とし「消防用送水管」等と表示したものとすること。
- (ウ) 連結送水管の塗装等は、第(4)号コ本文に準ずること。
- (7) 側面建築物と消火足場とのアーケード屋根面が、消火足場の床面よりおおむね1メートル以上低い場合は、側面建築物から消火足場に登はん可能なはしごを消火足場の延長方向15メートル以下ごとにアーケード全長にわたり設けること。ただし、避難等に支障がない措置が講じられている場合には設けないことができる。

附 則

- 1 この技術細目は、昭和60年3月1日から施行し、同日以降に設置されるアーケードから適用する。
- 2 この技術細目の施行の際、現にアーケードに面して建築されている3階建以上の側面建築物については、3階以上の各階に避難上有効なはしご等を設けるよう指導することができるものとする。
- 3 この技術細目の施行後において、アーケードに面して3階建以上の建築物を建築する場合は、避難上または消防活動上有効なはしご等を側面建築物の外壁などに設けるよう指導することができるものとする。

道路の一侧または両側に設けるアーケード基準図



屋根伏図・桁行方向軸組図・梁間方向軸組図

